

職員の懲戒処分について

本日付で、次のとおり懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

1 事件の概要

当該職員は令和2年12月から令和4年3月までの間に行った5回の家庭訪問面談において、担当する生活保護受給者の女性に対し、性的な内容を含む不適切な発言を行いました。

2 被処分者及び処分内容

地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号の規定により、次のとおり、処分を行いました。

所属	職名	年齢	処分内容
緑区	事務職員	20代	停職5箇月

※本処分については、令和5年1月13日付横浜市報に登載予定です。

(参考：地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号)

職員が次の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- この法律若しくは第五十七条に規定する特例を定めた法律又はこれに基く条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

3 管理監督者処分

次の4名を管理監督者処分としました。

- 課長級1名 係長級1名 市長口頭厳重注意
- 課長級1名 係長級1名 所属長文書訓戒

お問合せ先	
総務局人事課	Tel 045-671-4005